

令和8年3月11日

事業者各位

〒733-0011 広島市西区横川町1丁目11-24
(公社) 建設荷役車両安全技術協会
広島県支部

ショベルローダー等に係わる

定期自主検査者安全教育のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知の通りショベルローダー及びフォークローダー（以下「ショベルローダー等」という。）の定期自主検査につきましては、検査の業務に従事する者に対して、昭和62.3.24付け基発163号に基づく安全教育を行わなければならないこととなっております。

つきましては、自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、必要な知識などを付与する定期自主検査者安全教育を開催致しますので、貴事業所の受講対象者にはこの機会に受講されますよう、ご案内申し上げます。

敬具

1. 研修名称 ショベルローダー等定期自主検査者安全教育
※二輪駆動の車両（主にフォークリフトが母体）
（注）四輪駆動は車両系建設機械に該当し特自検対象
2. 開催日時 令和8年6月5日（金） 8：15 ～ 16：40
※15分前にはお集まりください
3. 開催場所 RCC文化センター
〒730-0015 広島市中区橋本町5-11 TEL082-222-2277
4. 受講対象者
 - ・労働安全衛生法45条、労働安全衛生規則151条の31によるショベルローダー等の定期自主検査（年次検査）の業務に従事する者
 - ・ショベルローダー等の月例検査に従事する者
 - ・ショベルローダー等の定期自主検査を行う業者（検査・整備業）に属する者
5. 受講料 会 員 14,630円
一 般 16,830円

上記受講料はテキスト代、消費税を含みます。

支部会員所属の受講者の受講料は、協会がテキスト代の一部を負担した額です。受講申込書確認後、受講票と請求書を送付致します。

6. 研修内容と時間

科 目	範 囲	時 間
ショベルローダー等の定期自主検査の意義	ショベルローダー等の定期自主検査の目的及び検査者の役割	0.5時間
ショベルローダー等の検査に必要な一般的事項に関する知識	1 ショベルローダー等の種類及び構造 2 原動機、動力伝達装置、走行装置、制動装置、操縦装置、荷役装置、油圧装置、車体関係、安全装置等の構造及び機能	2時間
ショベルローダー等の検査に関する知識	1 検査の手順 2 検査機器の使用手法 3 ショベルローダー等の部分の検査方法及び判定基準	4時間
関係法令及び災害事例	1 労働安全衛生法、同施工令及び労働安全衛生のうちショベルローダー等の定期自主検査に係るもの 2 災害事例	0.5時間
合 計		7時間

(休憩時間含まず)

7. 申込方法 建荷協ホームページ広島県支部の詳細（WEB）でお申込下さい。

(公社) 建荷協広島県支部
TEL 082-291-1150
FAX 082-291-3413